

○農林水産省令第五十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

		改	正	後	改	正	前
別表二（第九条関係） （略）	別表二（第九条関係） （略）						
付表 一～五十五（略）	付表 一～五十五（略）						

五十六 トルコから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラデイシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
五十七～七十六 (略)

五十六 トルコから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツその他のシトラス・パラデイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
五十七～七十六 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。